建設工事請負契約書(案)

_	구부표미	A-A-	
1	工事番号	第	万

- 2 工事名 エネルギー回収型廃棄物処理施設整備建設工事
- 3 工事場所 熊本県宇城市松橋町萩尾地内

4 工 期年 月 日から年 月 日まで

5	請負代金額	千	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
/ >	/ * * 正 TD = K z W 曲 松 T z N III 上 W 曲 松 o kg												

- (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____
- 6 契約保証金
- 7 解体工事等に要する費用

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は共同企業体協定書により上記事業にかかる工事を共同連帯して請け負う。

なお、この契約は仮契約とし、発注者の議会の議決を得た後本契約を締結するものとし、 議会の議決を得られなかった場合、発注者は一切の損害賠償の責めを負わない。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

 発注者
 住
 所

 名
 称

代表者氏名

印

受注者 住 所 商号又は名称

代表者氏名

印

目 次

<建設工事	事請負契	約約款	<						
第1条	(総則)			 	 	 	 	 	

弗 1 采	(総則)
第2条	(関連工事の調整) 3
第3条	(工程表) 3
第4条	(契約の保証) 3
第5条	(権利義務の譲渡等) 4
第6条	(一括委任又は一括下請負の禁止) 4
第7条	(下請負人の通知) 5
第8条	(特許権等の使用) 5
第9条	(監督員) 5
第10条	(現場代理人及び主任技術者等並びに管理技術者) 6
第11条	(履行報告)
第12条	(工事関係者等に関する措置請求)
第13条	(工事材料の品質及び検査等)
第14条	(監督員の立会い及び本件工事等の記録の整備等)8
第15条	(支給材料及び貸与品)8
第16条	(工事用地の確保等)
第16条の	2 (基本設計図書と実施設計図書の内容が一致しない場合の修補義務) 10
第17条	(設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)10
第18条	(条件変更等)
第19条	(設計図書等の変更)
第20条	(本件工事等の中止)
第21条	(受注者の請求による設計施工期間の延長)13
第22条	(発注者の請求による設計施工期間の短縮等)13
第23条	(設計施工期間の変更方法)13
第24条	(請負代金額の変更方法等) 14
第25条	(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)14
第26条	(臨機の措置) 15
第27条	(一般的損害)
第28条	(第三者に及ぼした損害) 16
笙99冬	(不可拉力による損害) 16

第30条	(請負代金額の変更に代える設計図書等の変更)	17
第31条	(検査及び引渡し)	18
第32条	(請負代金の支払)	18
第33条	(部分使用)	18
第34条	(前金払)	19
第35条	(保証契約の変更)	20
第36条	(前払金の使用等)	20
第37条	(部分払)	20
第38条	(部分引渡し)	21
第39条	(第三者による代理受領)	22
第40条	(前払金等の不払に対する本件工事等の中止)	22
第41条	(かし担保)	22
第42条	(履行遅滞の場合における損害金等)	23
第43条	(公共工事履行保証証券による保証の請求)	23
第44条	(発注者の解除権)	24
第44条の	2 (談合その他不正行為による発注者の解除権)	24
第45条	(その他の発注者の解除権)	25
第46条	(受注者の解除権)	25
第47条	(解除に伴う措置)	25
第48条	(賠償の予約)	27
第49条	(相殺)	27
第50条	(火災保険等)	27
第51条	(あっせん又は調停)	28
第52条	(仲裁)	28
第53条	(補則)	28
附則 第1	条 (仮契約の解除)	28
債務負担征	行為に係る契約の特約条項	29
特記規定.		32

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、第3項各号に定める書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款(債務負担行為に係る契約の特約条項及び添付の特記規定を含む。)及び第3項各号に定める書類及び図面を内容とする設計施工一括型の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
 - 2 この契約における用語の定義は、本文中に定義される用語を除き、次の定義に従 う。なお、本条及び本文中に定義されない用語で要求水準書に定義される用語は、 要求水準書の例による。
 - (1) 「基本設計図書」とは、要求水準書及び提案書をいう。ただし、要求水準書に 従い契約設計図書が提出されているときは、提案書のうち本施設の基本設計図 書に相当する部分は契約設計図書に置き換えるものとする。
 - (2) 「実施設計図書」とは、本件設計に関し要求水準書に定めるところに従い受注 者が作成し発注者が承諾した実施設計成果物 (特記規定に規定する承諾を受け た書類及び図面等並びにその後にこの契約に基づく変更等により修正された書 類及び図面等を含む。)をいう。
 - (3) 「成果物」とは、この契約、要求水準書又は業務計画書に基づき、又はその他 この契約に定める業務に関連して受注者が発注者に提出した書類、図面、写真、 映像等の総称をいう。
 - (4) 「設計図書等」とは、基本設計図書及び実施設計図書をいう。
 - (5) 「提案書」とは、本事業の入札手続において落札者として選定された[●] グループが提出した提案書一式及び当該提案に関し発注者の質問に応じ又は任意に提出した回答書、補足説明書等の全てをいう。
 - (6) 「入札説明書」とは、宇城広域連合 エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業の入札にあたり発注者が公表した入札説明書及びこれに関する質問回答をいう。
 - (7) 「年度」とは、4月1日開始より翌年の3月31日に終了する一年をいう。
 - (8) 「本件工事」とは、要求水準書に定める施工に関する業務(仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の作業及び手段を含む。)をいう。
 - (9) 「本件工事等」とは、本件設計若しくは本件工事又はその双方をいう。
 - (10) 「本件設計」とは、要求水準書に定める設計に関する業務(特記規定に規定する承諾を受けた後にこの契約に基づく変更等に必要となる一切の作業を含む。)をいう。

- (11) 「本事業」とは、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業をいう。
- (12) 「要求水準書」とは、本件事業の入札において発注者が公表した要求水準書及 びこれに係る質問回答をいう。
- - (1) この約款
 - (2) 要求水準書
 - (3) 要求水準書「第2編第10節その他」1関係法令の遵守に定める基準、仕様書等
 - (4) 基本設計図書
 - (5) 実施設計図書
 - (6) 入札説明書
- 4 受注者は、契約書記載の本件工事等を契約書記載の設計施工期間内に完成し、工事 目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 5 発注者は、要求水準書に従い、その意図する実施設計図書を完成させるため、本件 設計に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この 場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い本件設計を行わな ければならない。
- 6 受注者は、この約款若しくは要求水準書に特別の定めがある場合又は前項の指示若 しくは発注者と受注者の協議が成立した場合を除き、本件設計を完成するために必要 な一切の手段(以下「設計施行方法」という。)をその責任において定めるものとする。 また、仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下 「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書等に特別の定めがある場 合を除き、受注者がその責任において定める。
- 7 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 9 この契約の履行に関して発注者、受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 10 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 11 この契約の履行に関して発注者、受注者間で用いる計量単位は、設計図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

- 12 この約款及び設計図書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89 号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 13 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 14 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁 判所とする。
- 15 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく すべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対 して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して 行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべて の行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 16 受注者は、この契約に定められた発注者と受注者の協議が調わないことをもって本 件工事等の遂行を拒んではならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する本件工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他 の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、 調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三 者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に基本設計図書に基づいて、工程表を作成し、 発注者に提出しなければならない。
 - 2 工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注 者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関す る法律(昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。)第2条第4

項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。) の保証

- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約 の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証 の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは 当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は 第5号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に 達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額 の減額を請求することができる。
- 5 第1項第3号から第5号までの保証に付した場合において、あらかじめ保証期間の 設定がされているものにつき、設計施工期間の変更が行われたときは、受注者は、保 証期間の変更を行うとともにその保証証書又はこれに代わるものを発注者に提示しな ければならない。ただし、発注者と保証事業会社との間で保証期限変更に関する覚書 その他書類を交わした場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させて はならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条 第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のため の確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供 してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 受注者は、本件設計を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾がある場合又は受注者が基本設計図書に従い本件設計を第三者に委任し若しくは請け負わせる場合は、この限りでない。
 - 2 受注者は、本件工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその 機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならな い。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、設計施行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、設計施行方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。 監督員を変更したときも、同様とする。
 - 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限と される事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書等に 定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 発注者の意図する実施設計図書を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する本件設計に関する指示
 - (2) この約款及び要求水準書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 本件設計に関し、この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - (4) 本件設計に関し、その進捗の確認、基本設計図書の記載内容と履行内容との照合その他の履行状況の監督
 - (5) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (6) 受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (7) 設計図書等に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料 の試験若しくは検査(確認を含む。)
 - 3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれ

ぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部 を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければなら ない。

- 4 第2項の規定による監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾 及び解除については、設計図書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものと する。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみ なす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰 属する。

(現場代理人及び主任技術者等並びに管理技術者)

- 第10条 受注者は、現場代理人、主任技術者及び専門技術者(建設業法(昭和24年法律第100 号)第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定めて工事現場に設置し、設計図書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。
 - 2 この契約による工事が、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には、前項中「主任技術者」とあるのは「監理技術者」とするものとする。
 - 3 この契約による工事が、建設業法第26条第3項の規定に該当する場合には、第1項 又は前項の規定により設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者 としなければならないものとし、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の交付 を受けている者としなければならない。
 - 4 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せ ず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に 通知しなければならない。
 - 6 現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねることがで きる。
 - 7 受注者は、本件設計の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要

な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

8 管理技術者は、この契約の履行に関し、本件設計の管理及び統括を行う。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書等に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者等に関する措置請求)

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者(監理技術者)又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 2 発注者又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)、管理技術者その他受注者が本件工事等を実施するために使用している下請負人、労働者等で本件工事等の実施又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について 決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注 者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求する ことができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決 定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書等に定めるところによる。設計図書等にその 品質が明示されていない場合にあっては、工事目的物が設計図書等に示す性能を満た すために十分な品質を有するものとする。
 - 2 受注者は、設計図書等において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同 じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格した ものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注 者の負担とする。

- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外 に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び本件工事等の記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書等において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本 検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又 は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
 - 2 受注者は、設計図書等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事 については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書等に おいて見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工 事の施工をするときは、設計図書等に定めるところにより、当該記録を整備し、監督 員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならな い。
 - 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、 当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
 - 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の 記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、次に定めるところによる。

貸与品:適用なし

支給材料:適用なし

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内 に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第 2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと 認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、 必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料 若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規 格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸 与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは設計施工期間若 しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担 しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書等に定めるところにより、工事の完成、設計図書等の変更等に よって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは損傷し、又 はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しく は原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書等に明示されていないときは、 監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他要求水準書において定められた本件工事の施工上必要な 用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が本件工事の施工上必要とする日(設計 図書等に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならな い。
 - 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければな らない。
 - 3 本件工事等の完成、設計図書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合に おいて、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設 物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条にお いて同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等 を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注 者の意見を聴いて定める。

(基本設計図書と実施設計図書の内容が一致しない場合の修補義務)

第16条の2 受注者は、実施設計図書の内容が、基本設計図書又は本件設計に関する発注者の指示若しくは発注者と受注者の協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補(受注者がすでに本件工事に着手している場合には本件工事に関する必要な修補を含む。)を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、本件工事の施工部分が設計図書等に適合しない場合において、監督員が その改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、 当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本件工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、本件工事の施工部分が設計図書等に適合しないと 認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相 当の理由を受注者に通知して、本件工事の施工部分を最小限度破壊して検査すること ができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、本件工事等の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見 したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - (1) 要求水準書、基本設計図書(要求水準書を除く。)、及び第1条第3項第3号に掲 げる仕様書等、並びにこれらに対する質問回答書が一致しないこと(これらの優 先順位が定められている場合を除く。)。
 - (2) 設計図書等に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書等の表示が明確でないこと。
 - (4) 本件設計の施行上の制約等、基本設計図書に示された自然的若しくは人為的な施 行条件と実際の施行条件が相違すること、又は、工事現場の形状、地質、湧水等 の状態、施工上の制約等設計図書等に示された自然的又は人為的な施工条件と実 際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な 状態が生じたこと。
 - 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないや

むを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長 することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると 認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書等の訂正又は変更を行わなけ ればならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書等を訂正する必要があるものについては、要求水準書の訂正は発注者が行い、その他の書類及び図書の訂正は受注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書等を変更する場合で工事目的物の変更 を伴うものについては、要求水準書の変更は発注者が行い、その他の書類及び図 書の変更は受注者が発注者の指示により行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書等を変更する場合で工事目的物の変更 を伴わないものについては、発注者と受注者が協議して、要求水準書の変更は発 注者が行い、その他の書類及び図書の変更は受注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書等の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、 必要があると認められるときは設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注 者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書等の変更内容を受注者に通知して、 要求水準書を変更し又は設計図書等の変更を指示することができる。この場合において、 発注者は、必要があると認められるときは設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、 又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(本件工事等の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより成果物又は工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本件工事等を実施できないと認められるときは、発注者は、本件工事等の中止内容を直ちに受注者に通知して、本件工事等の全部又は一部の実施を一時中止させなければならない。
 - 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本件工事等の中止 内容を受注者に通知して、本件工事等の全部又は一部の実施を一時中止させることが

できる。

3 発注者は、前2項の規定により本件工事等の実施を一時中止させた場合において、 必要があると認められるときは設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注 者が本件工事等の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を 保持するための費用その他の本件工事等の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、 若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による設計施工期間の延長)

- 第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定による関連工事の調整への協力その他受注者 の責めに帰すことができない事由により設計施工期間内に本件工事等を完成すること ができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に設計施工期間の延長変 更を請求することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、設計施工期間を延長しなければならない。発注者は、その設計施工期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による設計施工期間の短縮等)

- 第22条 発注者は、特別の理由により設計施工期間を短縮する必要があるときは、設計施工 期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
 - 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により設計施工期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる設計施工期間に満たない設計施工期間への変更を請求することができる。
 - 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計施工期間の変更方法)

- 第23条 設計施工期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が設計施工期間の変更事由が生じた日(第21条の

場合にあっては発注者が設計施工期間変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては 受注者が設計施工期間変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知し ない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、協議 開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
 - 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合 に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第25条 発注者又は受注者は、設計施工期間内で請負契約締結の日から12月を経過した後に 日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額のうち本件工事に相 当する部分が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請 求することができる。
 - 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額 (請負代金額のうち本件工事に相当する部分から当該請求時の出来形部分に相応する 請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又 は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)と の差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更 に応じなければならない。
 - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価 指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日 以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度 行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、 「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
 - 5 特別な要因により設計施工期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著し い変動を生じ、請負代金額のうち本件工事に相当する部分が不適当となったときは、

発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することが できる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、設計施工期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額のうち本件工事に相当する部分が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、 発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、 受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ 監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、 この限りでない。
 - 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他本件工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注 者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置 に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない と認められる部分については、発注者が負担する。この場合における発注者の負担額 は、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、成果物、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本件工事等の実施に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)

のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28条 本件工事の施工について発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその 損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付さ れた保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者 の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本件工事の実施につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
 - 3 前2項の場合その他本件工事の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書等で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者、受注者双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
 - 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害 (受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第50条第1項の規 定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。) の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなけれ

ばならない。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、 残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相 応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額と する。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で 通常妥当と認められるものについて、本件工事で償却することとしている償却費 の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引い た額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費 の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可 抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損 害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片 付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは 「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項 を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書等の変更)

- 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条 又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて要求水準書を変更し又は設計図書等(要求水準書を除く。)の変更を指示することができる。この場合において、設計図書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第31条 受注者は、本件工事等を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
 - 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に 受注者の立会いの上、要求水準書に定めるところにより、本件工事等の完成を確認す るための検査を完了し、当該検査の完了後速やかにその結果を受注者に通知しなけれ ばならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理 由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
 - 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 4 発注者は、第2項の検査によって本件工事等の完成を確認した後、受注者が工事目的物及び完成図書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物及び完成図書の引渡しを受けなければならない。
 - 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物及び完成図書の 引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合 においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
 - 6 受注者は、本件工事等が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者 の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本件工事等の完 成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

- 第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格し、工事目的物及び完成図書を発注者に引き渡したときは、請負代金の支払を請求することができる。
 - 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請 負代金を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、 その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が 約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日に おいて、満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物 又は成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物又は成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

- 第34条 受注者は、保証事業会社と、工事目的物及び完成図書の引渡しの時期を保証期限と する前払金保証事業法第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。) を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の 支払を発注者に請求することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に 前払金を支払わなければならない。
 - 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、工事目的物及び完成図書の引渡しの時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。前項の規定は、この場合に準用する。
 - 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注 者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場 合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ち に認定を行い、当該認定後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。
 - 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4 (第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6) から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
 - 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5 (第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第37条又は第38条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
 - 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額

であるときは受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の 5 (第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)の額を差し 引いた額を返還しなければならない。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)に定める率(以下「遅延利息率」という。)を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払 を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に 寄託しなければならない。
 - 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない設計施工期間の変更が行われた場合には、発 注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金を設計外注費、本件工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(本件工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、本件工事等の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書等で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、設計施工期間中次の表に定める回数を超えることができない。

請負代金の額	1,000万円未満	1,000万円以上 5,000万円未満	5,000万円以上 1億円未満	1億円以上
前金払(中間前払金を含む。)をしない場合	2回	3回	4回	5回
前金払(中間前払金を含まない。)をする場合	1回	2回	3回	4回
前金払(中間前払金を含む。)をする場合	1回	1回	2回	3回

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形 部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を 発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書等に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を 支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。

部分払金の額≦請負代金相当額× {9/10-(前払金額+中間前払金額)/請負代金額}

この場合において、第1項の請負代金相当額は発注者と受注者とが協議して定める ものとし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、 発注者が定め、受注者に通知する。

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書等において本件工事等の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の本件工事等が完了したときについては、第31条中「本件工事等」

とあるのは「指定部分に係る本件工事等」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分 引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額× {1-(前払金額+中間前払金額)/請負代金額}

この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(第三者による代理受領)

- 第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
 - 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者 の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされている ときは、当該第三者に対して第32条(第38条において準用する場合を含む。)又は第37 条の規定による支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する本件工事等の中止)

- 第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本件工事等の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
 - 2 発注者は、前項の規定により受注者が本件工事等の実施を中止した場合において、 必要があると認められるときは、設計施工期間若しくは請負代金額を変更し、又は受 注者が本件工事等の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等 を保持するための費用その他の本件工事等の実施の一時中止に伴う増加費用を必要と し、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第41条 工事目的物のかしに関する取り扱いは要求水準書に定めるところによる。

2 第1項による受注者の責任は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第42条 受注者の責めに帰すべき事由により設計施工期間内に本件工事等を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。
 - 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「遅延利息率」という。)を乗じて計算した額とする。
 - 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて得た額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第43条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証 証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当 するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、 他の建設業者等を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
 - 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - (1) 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に 既に支払われたものを除く。)
 - (2) 工事完成債務
 - (3) かし担保債務(受注者が実施した出来形部分のかしに係るものを除く。)
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第28条の規定により受注者が実施した本件工事等に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)

- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各 号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

- 第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 正当な理由なく、本件工事等に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (2) その責めに帰すべき事由により設計施工期間内に完成しないとき、又は設計施工 期間経過後相当の期間内に本件工事等を完成する見込みが明らかにないと認めら れるとき。
 - (3) 第10条第1項に掲げる主任技術者(監理技術者)又は同条第7項に掲げる管理技術者を設置しなかったとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達する ことができないと認められるとき。
 - (5) 第47条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分 の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保 の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に 充当することができる。

(談合その他不正行為による発注者の解除権)

- 第44条の2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定にする排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に 規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(その他の発注者の解除権)

- 第45条 発注者は、本件工事等が完成するまでの間は、第44条第1項又は前条第1項の規定 によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより請負者に損害を及ぼしたと きは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 第19条の規定により設計図書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による本件工事等の実施の中止期間が設計施工期間の10分の5(設計施工期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が本件工事等の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本件工事等が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
 - 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

- 第47条 発注者は、契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に 合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に 支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められると きは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することが できる。
 - 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の

額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条又は第45条の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息率を乗じて得た額の利息を付した額を、解除が第46条又は前条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来 形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければ ならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失 し、若しくは損傷したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用され ているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損 害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復又は取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第44条又は第45条の規定によるときは発注者が定め、第46条又は前条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

- 第48条 受注者は、第44条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。本件工事等が完了した後も、同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 第44条の2第1項第3号のうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合
 - 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
 - 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

- 第49条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に 支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した 日から請負代金額支払の日まで遅延利息率を乗じて得た額の利息を付した額と、発注 者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
 - 2 前項の規定により追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延 利息率を乗じて得た額の延滞金を徴収する。

(火災保険等)

- 第50条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等 を設計図書等に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ず るものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。
 - 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あっせん又は調停)

- 第51条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者、受注者間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による熊本県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。
 - 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)、専門技術者、管理技術者その他受注者が本件工事等を実施するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第52条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により 紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、審査会の仲 裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第53条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して 定める。

附則

(仮契約の解除)

- 第1条 この契約の本契約締結までに本事業にかかる入札の落札者のいずれかが、本事業の入 札説明書に定める入札参加者の備えるべき参加資格要件の一つでも満たさなくなった ときは、当該落札者は失格とし、発注者はこの契約の仮契約を解除し、本契約を締結 しないこととする。
 - 2 発注者は、受注者に対し、前項の規程によりこの契約の仮契約を解除したことによる 損害賠償その他の責任を一切負わない。

債務負担行為に係る契約の特約条項

(債務負担行為に係る契約の特則)

第1条 各会計年度における請負代金の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

 年度
 円

 年度
 円

 年度
 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

 年度
 円

 年度
 円

 年度
 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項 の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

- 第2条 前金払については、この約款第34条中「工事目的物及び完成図書の引渡しの時期」とあるのは「工事目的物及び完成図書の引渡しの時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。
 - 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書等に 定められているときには、前項の規定による読替え後の約款第34条第1項の規定にか かわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
 - 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が 設計図書等に定められているときには、第1項の規定による読替え後の約款第34条第 1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金 相当分 (円以内)を含めて前払金の支払を請求することができる。
 - 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの

出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の約款第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの 出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の 保証期限を延長するものとする。この場合においては、約款第35条第3項の規定を準 用する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

- 第3条 前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。
 - 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、約 款第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。ただし、工 期が2年度以上にわたる工事のうち、国若しくは県の補助金の交付の対象となる工事 にあっては、当該出来高部分に対し、その代価の全額までを支払うことができる。
 - (a) 前払金の支払を受けている場合

部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)-{請負代金相当額-(前年度までの出来高予定額+出来高超過額)}×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額

(b) 中間前金払金を受けている場合

部分払金の額≦請負代金相当額×9/10-前会計年度までの支払金額-(請負代金相当額-前年度までの出来高予定額)×(当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額)/当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、約款第37条第1項の規定にかか わらず、次のとおりとする。

 年度
 回

 年度
 回

 年度
 回

(債務負担行為に係る契約の解除に伴う措置の特則)

第4条 契約の解除に伴う措置については、約款第48条第3項中「第34条」とあるのは「第3 4条 (この特約条項第2条において準用する場合を含む。)」と、「第37条」とあるの は「第37条及びこの特約条項第3条」と読み替えて、これらの規定を準用する。

特記規定

(実施設計図書の確認)

- 第1条 受注者は、本件設計に関し、要求水準書、基本設計図書及び工程表に従い、実施設 計図書を作成のうえ提出し、発注者の承諾を受けるものとする。
 - 2 受注者は、本条に従い発注者が実施設計図書を承諾したことをもって、約款第41条 の責任を免れることはできない。

(特許権等の実施権及び使用権等)

- 第2条 受注者は、発注者が工事目的物を所有及び運営(発注者がかかる業務を第三者に委託して実施する場合も含む。)するために必要な特許権等の対象となっている技術等を利用するための実施権、使用権その他の権限(以下「実施権等」という。)があるときは、かかる実施権等を自らの責任で発注者に付与するものとする。
 - 2 前項に規定する受注者が付与する特許権等についての実施権等は、この契約の終了後も工事目的物の存続中は有効に存続するものとする。また、受注者は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が受注者及び第三者の共有にかかる場合若しくは第三者の所有にかかる場合は、上記実施権等の付与につき当該特許権等の共有者全員若しくは当該第三者の同意を得ていることを保証し、かかる同意を得ていないことにより発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
 - 3 受注者は、この契約の請負代金は第1項の特許権等に係る実施権等の付与又は発注 者による取得の対価及び第5項に規定する成果物の使用に対する対価を含むものである ことを、確認する。
 - 4 発注者がこの契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類及び図面等(発注者が著作権を有しないものを除く。)に関する著作権は、発注者に帰属する。
 - 5 発注者は、成果物及び工事目的物について、成果物及び工事目的物が著作物に該当するか否かに関わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、 その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。

(著作権の利用等)

第3条 成果物又は工事目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、著作権法の規定に従い受注者又は発注者及び受注者の共有に属する。

- 2 受注者は、発注者が成果物及び工事目的物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。
 - (1) 著作者等の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は工事目的物の 内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして 公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - (2) 成果物及び工事目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 工事目的物の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者 が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の 修正をすること。
 - (4) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 工事目的物を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
- 3 受注者は、自ら又は著作者(発注者を除く。)をして、次の各号に掲げる行為をし、 又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りで ない。
 - (1) 成果物及び工事目的物の内容を公表すること。
 - (2) 著作権法第19条第1項又は第29条第1項に定める権利を行使すること。
 - (3) 成果物及び工事目的物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第4条 受注者は、この約款に規定のある場合を除き、自ら又は著作者(発注者を除く。)を して、成果物及び工事目的物に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、 又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を 得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

- 第5条 受注者は、成果物及び工事目的物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。
 - 2 受注者は、成果物又は工事目的物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、 当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないとき は、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(設計図書等の変更に係る受注者の提案)

- 第6条 受注者は、この契約締結後、設計図書等に定める工事目的物の機能、性能等を低下 させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の要求水準書又は 設計図書等の変更について、発注者に提案することができる。
 - 2 発注者は、前項の規定に基づく受注者の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認めるときは、要求水準書を変更し、又は設計図書等(要求水 準書を除く。次項で同じ。)の変更を受注者に指示することができる。
 - 3 発注者は、前項の規定により要求水準書を変更し又は設計図書等の変更を指示した 場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならな い。

(本件工事の開始)

第7条 受注者は、要求水準書に規定する施工承諾申請図書を発注者に提出し、それらについて発注者の承諾を受けた後でなければ、工事目的物の施工を開始してはならない。

(資料、報告等)

- 第8条 発注者は、この契約に基づく違約金、遅延利息、賠償金、過払金及び遅滞金に関し、 これらの債権の保全上必要があるときは、受注者に対してその業務又は資産の状況に 関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資 料の提出を請求することができる。
 - 2 発注者は、受注者が前項に規定する質問に答えず、若しくは虚偽の応答をし、報告等をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は調査を拒み若しくは妨げた場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(機械的完成)

第9条 受注者は、工事目的物が機械的完成(工事目的物のうちプラント部分の稼働が可能 になった状態を言う。)に達したときには、要求水準書に従い工事目的物の試運転(予 備性能試験、引渡性能試験等の各試験を含む。)を実施する。

(試運転)

- 第10条 試運転は、設計施工期間内に行うものとし、要求水準書に定められたところに従って実施するものとする。
 - 2 試運転に必要な負荷運転のための処理対象物の提供に要する費用、試運転中の工事

目的物に配置される発注者の職員の人件費 (第三者機関の費用を含む。)、焼却灰及び飛灰を資源化するための運搬費及び処分費用、処理不適物の処理費用は、発注者が負担するものとする。

- 3 試運転に要した電気料金、ガス料金、水道料金、補助燃料費、薬品費、人件費等、 その他前項に規定する以外の試運転に関連する費用は、全て受注者が負担するものと する。
- 4 試運転時に発生する余剰電力の売電収益は発注者に属するものとする。